

宝塚市総合評価方式
試行ガイドライン
(工事請負)

平成20年11月
宝塚市

目次

1	はじめに	2
2	総合評価落札方式とは	2
3	試行の基本的事項	
(1)	総合評価方式のタイプ（特別簡易型・簡易型）	2
(2)	加算点の設定範囲	3
(3)	評価項目の内容	3
(4)	施工計画等の評価方法の考え方	4
(5)	総合評価の方法	8
(6)	総合評価落札方式の手続きの流れ	10
(7)	施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ	11
(8)	総合評価方式に係る事項の公表等	12

1 はじめに

優良な社会資本の整備のため、昨今、公共工事の品質の確保が強く求められている背景から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月1日に施行されるとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が平成17年8月に閣議決定されました。

そこで、本市においても、優良な社会資本の整備、ダンピング防止、不良・不適合業者の排除、談合防止、建設業者の育成などを目的として、価格と品質の両方を総合的に評価し、施工業者を決定する「総合評価方式」による入札を工事案件の一部において、試行的に導入することとしました。

本ガイドラインは、総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施するための基本的事項を定めたものです。

2 総合評価方式とは

総合評価方式とは、価格だけで評価してきた従来の入札方式とは異なり、品質をより高めるための新しい技術やノウハウといった、価格以外の要素を含めて評価する新しい入札方式です。この方式は、公共工事の経済性とともにより技術力の高い者を落札者に誘導することで、工事の品質の向上や企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されます。

なお、価格以外に評価する項目としては、あらかじめ入札ごとに設定した評価基準に基づき行うこととし、主な項目としては、提出された施工計画、同種工事の施工実績等を評価の対象とします。これら評価基準を価格と合わせて点数化し、最も高い数値の者を落札者とします。

3 試行の基本的事項

(1) 総合評価方式のタイプ

工事の特性に応じて、次の2タイプの総合評価方式を試行します。

ア 特別簡易型

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模工事（おおむね設計金額4千万円未満）において、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を、総合的に評価する方式です。

イ 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事（おおむね設計金額4千万円超＝業者選定委員会対象）において、特別簡易型での評価項目に加えて、簡易な施工計画の提出を受け、技術的な所見を評価項目に加えたものと入札価格を、総合的に評価する方式です。

工事の現場状況等を踏まえ、適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するため、記述された簡易な施工計画を評価することが、特別簡易型との相違点です。

(2) 加算値の設定範囲

総合評価落札方式のタイプ	加算点の範囲	標準満点
特別簡易型	4点～10点	10点
簡易型	9点～20点	

(3) 評価項目の内容

総合評価方式のタイプに応じ、個々の工事について評価項目及びその内容を定めます。

評価種別	評価項目	特別簡易型		簡易型		
		必須	配点	必須	配点	
企業の技術力	簡易な施工計画の技術的所見	/	/	2項目以上選択※	2.5	
					2.5	
					2.5	
					2.5	
	企業の技術的能力	過去10年間の同種工事の施工実績	選択※	1	選択※	1
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	選択※	2	選択※	2
	配置予定技術者の技術的能力	過去5年間の同種工事の施工経験	必須	1	必須	1
		取得資格	選択※	1	選択※	1
	企業の社会性・信頼性	災害時等の地域貢献(災害協定等)	選択※	1	選択※	1
		ISO14001 又は エコアクション 21 の認証取得	必須	1	必須	1
ISO9001 の認証取得		必須	1	必須	1	
雇用対策(身体障害者雇用等)		必須	1	必須	1	
主たる営業所の所在地		選択※	1	選択※	1	
合計			4～10		9～20	

※ 工事の特性を踏まえて評価項目の採用を判断する。

(4) 施工計画等の評価方法の考え方

選定した総合評価方式のタイプ（簡易型・特別簡易型）並びに工事の内容に応じて、評価項目、評価基準や加算点等の設定を行います。

また、簡易な施工計画の技術的所見に記載された内容が不適切である場合は、欠格として評価値を算出しません。

なお、欠格に該当する場合は、調書にその旨を明示します。

ア 特別簡易型における評価項目、評価基準等

特別簡易型における評価は、企業、技術者の施工実績などから当該工事の施工に関する能力を確認するため、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて、企業及び配置予定技術者の技術的能力並びに企業の社会性・信頼性を評価します。

イ 簡易型における評価項目、評価基準等

アに加えて、簡易型における評価においては、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工が確保できるかどうかを確認するため、「工事目的物や材料等の品質管理に係わる技術的所見」等の簡易な施工計画を求め、これを併せて評価します。

簡易な施工計画、企業の技術的能力、配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性の各評価項目については、次のとおり配点を行い評価することとします。

評価項目と配点

- ① 簡易な施工計画の技術的所見（簡易型において2項目以上選択、特別簡易型では評価しない。）

〈配点の考え方について〉

評価項目	評価基準	配点
工程管理に係わる技術的所見	各工程の工期及び工事の手順が適切であり、優れた工夫が見られる。	2.5
	各工程の工期及び工事の手順が適切であり、工夫が見られる。	1.0
	各工程の工期が適切である。	0.0
	各工程の工期が不適切である。	欠格
指定した施工上配慮すべき課題に対する技術的所見	課題への対処が、現場条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	2.5
	課題への対処が、現場条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	1.0
	課題への対処が適切である。	0.0
	課題への対処が不適切である。	欠格
施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見	安全対策が、現場条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	2.5
	安全対策が、現場条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	1.0
	安全対策が、現場条件を踏まえており適切である。	0.0
	安全対策が、現場条件を踏まえておらず不適切である。	欠格
材料等の品質管理に係る技術的所見	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、優れた工夫が見られる。	2.5
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる。	1.0
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である。	0.0
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえておらず不適切である。	欠格
上記いずれかの評価項目について欠格がある場合		入札無効

② 企業の技術的能力（選択項目）

評価項目	評価基準	配点
過去10年間（入札公告の日から）における同種工事（※）の元請としての施工実績	同種工事の施工実績がある	1
	同種工事の施工実績がない	0
過去2年間（入札公告の日から）における工事成績評定点の平均点 （ただし、平成20年度は不採用）	80点以上	2
	75点以上80点未満	1
	65点以上75点未満及び該当成績なし	0
	55点以上65点未満	-1
	55点未満	-2

※同種工事：個別案件ごとに設定する。次表について同じ。

ア 評価項目、施工実績については、入札参加資格において同種工事の施工実績を求める入札については、選択しない。

③ 配置予定技術者の技術的能力（技術者の取得資格は選択項目）

評価項目	評価基準	配点
過去5年間の同種工事（※）における主任（監理）技術者としての施工経験	同種工事の施工経験がある	1
	同種工事の施工経験がない	0
技術者の取得資格（注2） （入札公告日時点における資格の取得状況）	監理技術者の資格を有する。	1
	上記以外	0

ア 評価項目、技術者の取得資格については、入札参加資格において配置予定技術者の資格を定めている入札については、選択しない。

④ 企業の社会性・信頼性等（地域貢献と本店所在地については選択項目）

評価項目	評価基準	配点
災害時等の地域貢献 （入札公告日時点で宝塚市と災害協定等を締結している。）	締結がある	1
	締結していない	0
I S O 1 4 0 0 1等の認証取得 （入札公告日時点において取得していること）	取得あり	1
	取得なし	0
I S O 9 0 0 1の認証取得 （入札公告日時点において取得していること）	取得あり	1
	取得なし	0
雇用対策 （身体障害者等の雇用状況）	雇用している	1
	雇用していない	0
主たる営業所の所在地 （本店・本社所在地が宝塚市）	該当する	1
	該当しない	0

ア 評価項目、災害時等の地域貢献における「災害協定等」とは、「災害時における応急対策業務に関する協定書」又は「水防等活動業務に関する協定書」とし、重複して協定を締結している場合であっても、配点は1点とする。

なお、この評価項目は、入札参加資格を市内業者に限定している場合は選択しない。

イ 評価項目、I S O 14001等の認証取得における「I S O 14001等」とは、「I S O 14001」又は「エコアクション21」とし、本店（本社）又は受任者の所属する支店（支社）が認証サイトに含まれていること。

確認は、登録書及び附属書又は認証・登録書の写しの提出による。

ウ 評価項目、雇用対策における「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳（又は知的障害者判定機関の判定書）又は精神障害者保険福祉健康手帳の交付を受けた従業員とする。

- ・ 「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づき、その雇用について義務付けられている事業者の場合は、公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書（写し）の提出があり、法定雇用率を達成しておれば加点する。
- ・ 「障害者の雇用促進等に関する法律」で義務付けられていない事業者の場合、1人以上の身体障害者手帳等の交付を受けた従業員の手帳の写しと、その者の直接かつ恒常的な雇用（重度障害者及び精神障害者の場合は、短時間雇用労働者でも可）を確認できるものの写し（本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し）の提出があり、確認ができれば加点する。

エ 評価項目、主たる営業所の所在地

この評価項目は、入札参加資格を市内業者に限定している場合は選択しない。

(5) 総合評価の方法

技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち、技術評価点を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い者を落札者候補者とします。

具体的な評価値の算出方法は、次のとおりです。

ア 各評価項目での配点の合計点を標準満点の10点に置き換え、加算点を算出する。

$$(10 \div \text{評価項目の満点}) \times \text{評価点の合計} = \text{加算点}$$

(小数点以下第2位四捨五入)

イ 標準点100点に加算点を加え（技術評価点）、これを入札価格で除し、数値調整のために1千万を乗したものを評価値とする。

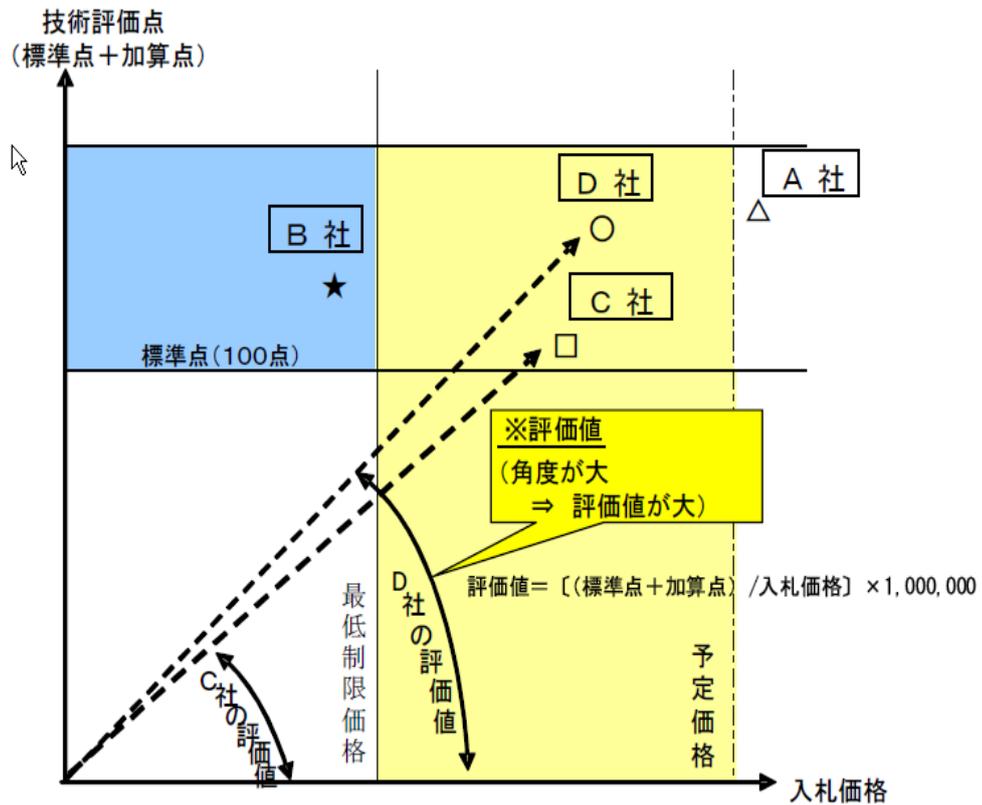
ただし、技術評価点が100点未満の場合は失格とする。

$$\text{評価値} = [\text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}] \times 10,000,000$$

(小数点以下第4位四捨五入)

入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格、単位は円

この技術評価点を入札価格で除して評価値を算出する除算方式は、価格当たりの工事品質を表す指標となっています。

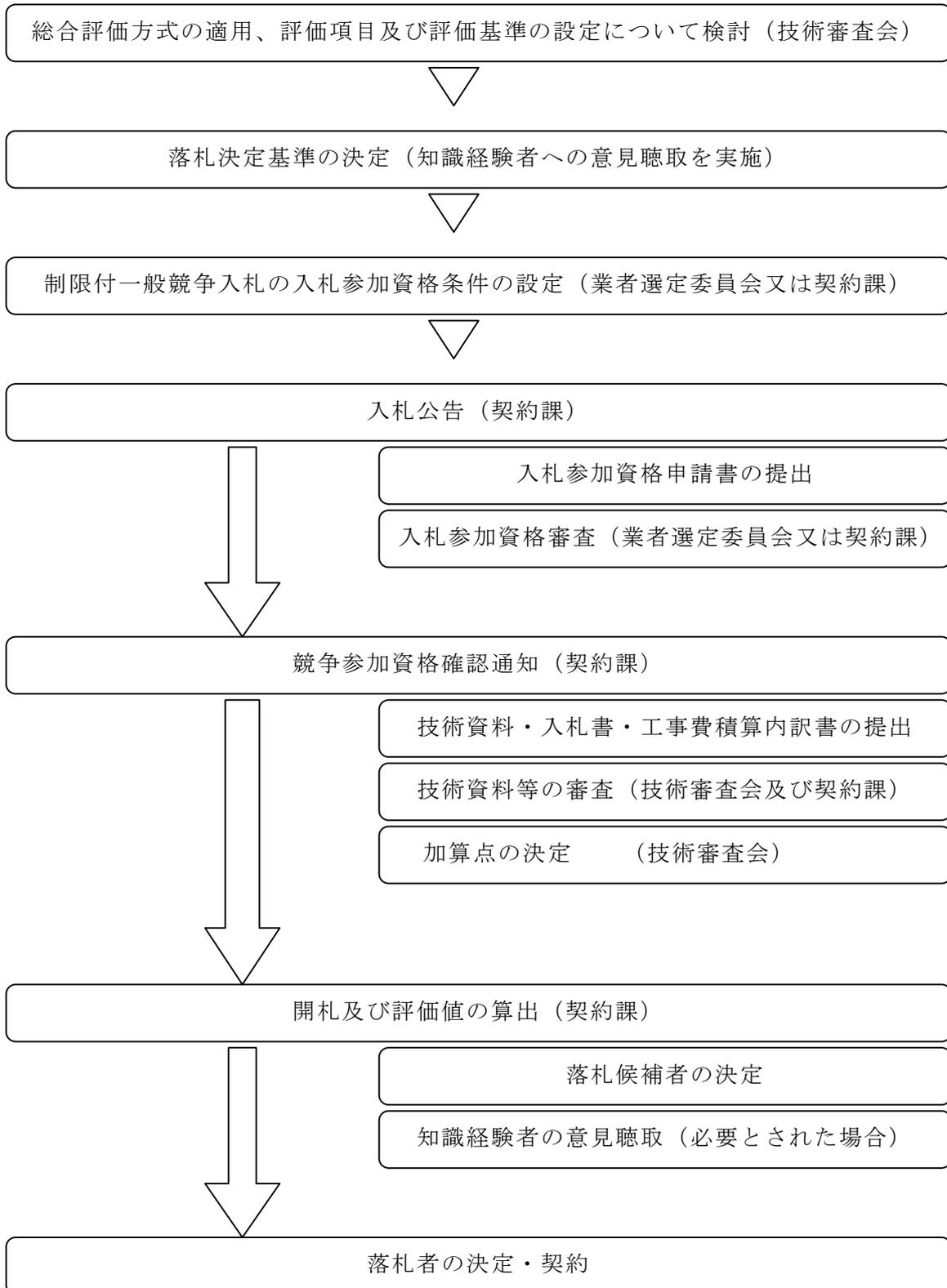


<参考>

- A社：入札価格が予定価格を超えているため、落札候補者にならない。
- B社：入札価格が最低制限価格未満であり、失格となる。
- C社：入札価格は、D社よりも低価であるが、評価値は小さいため、落札候補者にならない。
- D社：入札価格が制限の範囲内であり、かつ評価値が一番大きいため、落札候補者となる

(6) 総合評価落札方式の手続きの流れ

総合評価落札方式の手続きの流れは、基本的には次のとおりです。



(7) 施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ

ア 技術提案等の担保

総合評価方式の実施に当たっては、落札者の提示した施工計画書（以下、「技術提案等」という。）はすべて契約内容となるため、技術提案等が履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めます。

技術提案等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求します。

技術提案等の履行の担保及び確認

技術提案等の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認します。

受注者の責による、技術提案等の内容が不履行の場合、再度の施工を原則とするとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行います。

再度の施工においても技術提案等の内容が不履行の場合、または再度の施工が困難な場合には、発注者の指示による施工を原則とし、工事成績評定点を減ずる措置を行います。

なお、技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償請求等を行います。

ペナルティの設定（工事成績評定点の減点）

最大10点を減じます。

- ① 再度の施工により技術提案等が履行された場合…… 評価項目毎に1点減点
 - ② 再度の施工でも技術提案等が不履行の場合
 - ③ 再度の施工が困難な場合
- } …… 評価項目毎に3点減点

イ 技術提案に係るヒアリングに関する事項

総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の内容などやその特性に応じ、ヒアリングを実施できるものとします。

なお、ヒアリングは技術提案の内容に係る確認等を目的に行い、ヒアリング自体の評価はしません。

ウ その他

企業から提出された技術提案等については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）に基づき、「民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとします。

その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。」との取扱いに準拠するものとします。

(8) 総合評価方式に係る事項の公表等

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

ア 手続き開始時における明示

総合評価方式を適用する工事では、入札公告等において次の事項を明記します。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 入札参加要件
- ③ 総合評価に関する評価基準（評価項目、配点、欠格要件）
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤ 技術提案等が履行できなかった場合の措置

イ 落札結果の公表

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに入札結果を公表するとともに、次の事項を記載した評価調書を公表します。

- ① 入札参加者名
- ② 各入札参加者の入札結果

(例) 総合評価方式に関する評価調書

業者名	施工計画				企業の技術的能力		配置予定技術者の能力		企業の社会性・信頼性					加算値合計	技術評価点	入札価格(千円)	評価値	摘要	
	工程管理	施工上の配慮	安全対策	品質管理	工事実績	工事成績	施工経験	取得資格	地域貢献度	ISO 14001等	ISO 9001	雇用対策	本店所在地						
1	A建設	1.5	1.5	-	1.0	1.0	1.0	1.0	-	0.0	0.0	1.0	1.0	10.0	105.6	3,750	281.600	落札	
2	B建設	0.0	0.0	-	0.0	0.0	1.0	1.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	101.7	3,700	274.865		
3	C建設	3.0	0.0	-	3.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	1.0	7.0	103.9	4,250	244.471		
4	D建設	0.0	1.5	-	1.5	1.0	1.0	1.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	103.9	4,120	252.184		
5	E建設	0.0	1.5	-	0.0	1.0	1.0	1.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5	103.1	3,800	271.316		
6	F建設	1.5	0.0	-	1.5	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0	102.2	3,980	256.784		
7	G建設	0.0	1.5	-	失格	1.0	1.0	0.0	-	0.0	0.0	1.0	1.0					無効、施工計画欠番あり	
8	H建設			-					-									辞退	
9	I建設	3.0	1.5	-	3.0	1.0	0.0	0.0	-	0.0	1.0	1.0	0.0	10.5	105.8	4,275	247.485		
10	J建設	3.0	0.0	-	1.5	1.0	-1.0	1.0	-	0.0	0.0	0.0	1.0	7.5	104.2	3,880	268.557		
加算値		3.0	3.0		3.0	1.0	2.0	1.0		1.0	1.0	1.0	1.0	18.0					
														換算率 10 ÷ 18 = 0.56					

履 歴

1 平成20年11月1日施行